不利益処分の処分基準

<table>
<tr><td colspan="2">処　分　の　内　容</td><td>保護を受けた者からの費用徴収</td></tr>
<tr><td colspan="2">根拠法令及び条項</td><td>生活保護法第７７条の２</td></tr>
<tr><td colspan="2">所　管　部　課　係　名</td><td>総合福祉部生活支援課生活保護係</td></tr>
<tr><td rowspan="4">処
分
基
準</td><td>関　係　条　項</td><td>生活保護法施行規則第２２条の３</td></tr>
<tr><td>基　　準
（未設定の場合はその理由）</td><td>【基準】
法第７７条の２の規定による。
第七十七条の二　急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けた者があるとき（徴収することが適当でないときとして厚生労働省令で定めるときを除く。）は、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村の長は、第六十三条の保護の実施機関の定める額の全部又は一部をその者から徴収することができる。
２　前項の規定による徴収金は、この法律に別段の定めがある場合を除き、国税徴収の例により徴収することができる。</td></tr>
<tr><td>参　考　事　項</td><td></td></tr>
<tr><td>設定等年月日</td><td>令和４年１月１日設定（令和　年　月　日最終変更）</td></tr>
</table>